

2022  
デュエットプランちちぶ  
秩父市男女共同参画計画

～男女共同参画社会の実現をめざして～



秩父市

令和 5年 2月

## 【2022デュエットプランちちぶ】について



本市では、一人ひとりの人権が尊重される真に豊かで活力のある社会を創造するため、男女があらゆる分野で共に参画できる新しい社会の実現に向けて「2006デュエットプランちちぶ」を策定、平成23年度（「2011デュエットプランちちぶ」）改定、平成29年度（「2017デュエットプランちちぶ」）を策定し、計画に沿って様々な施策を推進してまいりました。しかし、性別による社会的偏見や経済的格差は依然として見受けられ、加速する少子高齢化や人口減少社会の到来、デジタル化社会への対応など、私たちを取り巻く環境の変化が増すなかで、男女がともに活躍する社会の形成がより一層求められております。

また、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面し、様々な場面での影響が浮き彫りになり、特に女性の就業や生活に大きな影響を与えました。内閣府が公表している「令和4年度版男女共同参画白書」に記載されているように、ひとり親世帯や単独世帯等の増加等、家族の姿や生き方が多様化しているにも関わらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が旧態依然であることが浮き彫りとなっています。

本市では、「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまち」の実現を目指しており、まさに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがより一層求められる時代となっています。このような時代の変化と共に求められる基本的な方針を国・県の動向を踏まえ、一部計画の見直しを行い、このたび、「2022デュエットプランちちぶ」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、行政が積極的に取り組んでいくことはもちろんですが、行政と市民、企業、関係団体がともに連携しながら一体となって進めていくことが重要と考えております。市民一人ひとりが男女平等社会の必要性を理解し、職場、学校、地域社会など、あらゆる分野において男女が共に参画できるよう、今後とも皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年2月

秩父市長 北 堀 篤

## 目次

### 第1章 プランの基本的な考え方 .....P1

1. プラン策定の趣旨
2. プランの目的
3. プランの性格と期間
4. プランの構成

### 第2章 プランの内容 .....P3

プランの体系 ～『男女共同参画社会の実現を目指して』～

- I 男女共同参画の意識づくり .....P4
  1. あらゆる機会における意識改革の推進
  2. 共に支えあう社会づくり
  3. 男女共同参画の視点における教育の推進
- II 男女が共に働きやすい環境づくり .....P8
  1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進（秩父市女性活躍推進計画）
  2. 多様化する就業形態の環境整備（秩父市女性活躍推進計画）
  3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（秩父市女性活躍推進計画）
- III 男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり .....P13
  1. 生涯を通じた健康づくり
  2. 高齢者・障がいを持つ人の暮らしやすいまちづくり
- IV 人権が尊重される社会づくり .....P16
  1. あらゆる暴力の根絶（秩父市DV防止基本計画）
  2. 人権の尊重と国際理解

### 第3章 プランを推進するために .....P19

1. 理解を深めるための措置
2. 活動に対する支援
3. 計画の進行管理

参考資料

## 第1章 プランの基本的な考え方

### 1. プラン策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等、基本的人権の尊重がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。しかし、性別による役割分担意識や、それに基づく社会の制度・慣習は依然として身近に存在し、個人の意識の中にもいまだに差別や偏見、役割分担に対する固定的な考え方などが残されています。一方、家族や地域を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国際化・情報化による社会経済の進展、および個々の価値観や意識の多様化など急速な変化を遂げており、大きな転換期を迎えているといえます。このような状況に対応していく上でも、家庭・職場・地域等において、一人ひとりが互いを大切にし、男女の人権が尊重され、対等な立場で共に責任を担い、政治的、社会的および文化的利益を享受できる環境づくりを進めることが最優先課題とされています。また、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は未曾有の危機をもたらし、特に女性とその大きな影響を受けています。雇用情勢の悪化による女性の貧困問題、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化が懸念され、これまでの社会環境における女性・女児の脆弱性が明らかとなりました。このことから、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層加速させていく必要があります。

本市では、平成18年度に「2006デュエットプランちちぶ」（計画期間：平成18年度～平成27年度）平成23年（2011年）11月に「2011デュエットプランちちぶ」改定、その後、「2017デュエットプランちちぶ」の計画に沿って推進してまいりました。国、県の動向を踏まえ一部見直しを行い「2022デュエットプラン」を策定するものです。

### 2. プランの目的

このプランは、一人ひとりが互いを大切に思い、男女の人権が尊重される「男女共同参画社会」を実現するために本市が進むべき方向を掲げ、総合的、計画的に進めることを目的とします。

### 3. プランの性格と期間

このプランは、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女共同参画社会（\*1）の実現に向け、本市の特性に応じて策定するものです。また、国の男女共同参画基本計画や埼玉県男女共同参画基本計画と方向性を同じくするとともに、秩父市総合振興計画やその他本市が定める諸計画との整合性を保つ内容としています。

このプラン中、重点目標「Ⅱ男女が共に働きやすい環境づくり」での施策の方向「1政策・方針決定の場への女性の参画促進」、「2多様化する就業形態の環境整備」、「3仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と言う。）第6条第2項に基づく本市の「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策につい

ての計画」(以下「秩父市女性活躍推進計画」と言う。)に当たり、重点目標「IV人権が尊重される社会づくり」の施策の方向「1 あらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」と言う。)第2条の3第3項に基づく本市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「秩父市DV防止基本計画」と言う。)に当たります。

この計画の期間は、令和4年度(2022年)策定の日から令和8年度(2026年)とします。また、10年間の時限立法である女性活躍推進法に基づく秩父市女性活躍推進計画においては、計画の期間を、策定の日から令和7年度(2025年)とします。

(\*1) 男女共同参画社会基本法では「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

## 4. プランの構成

### 4項目の重点目標(プランの基本)

#### ○男女共同参画の意識づくり

身近な家庭・地域・職場での慣習やしきたりを男女共同参画の視点から見直し、市民一人ひとりが互いを大切に思い尊重され、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていきましょう。

#### ○男女が共に働きやすい環境づくり

男女がともに心豊かで、責任や喜びを分かち合う社会を築いていくために、女性の個性や能力を、職場や地域活動、今後のまちづくりに反映させましょう。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となった多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。さらに、政策・方針決定や企画立案に男女が対等な機会と立場で関わられるようにしましょう。

#### ○男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり

人生100年時代の中、誰もが共にいきいきと暮らしていくには、一人ひとりが健康で充実した生活を送ることが大切です。そのためには、ライフステージに合わせて、それぞれの体の特性を十分理解し、互いに思いやりを持つとともに、健康はつくるものという意識を持ちましょう。

#### ○人権が尊重される社会づくり

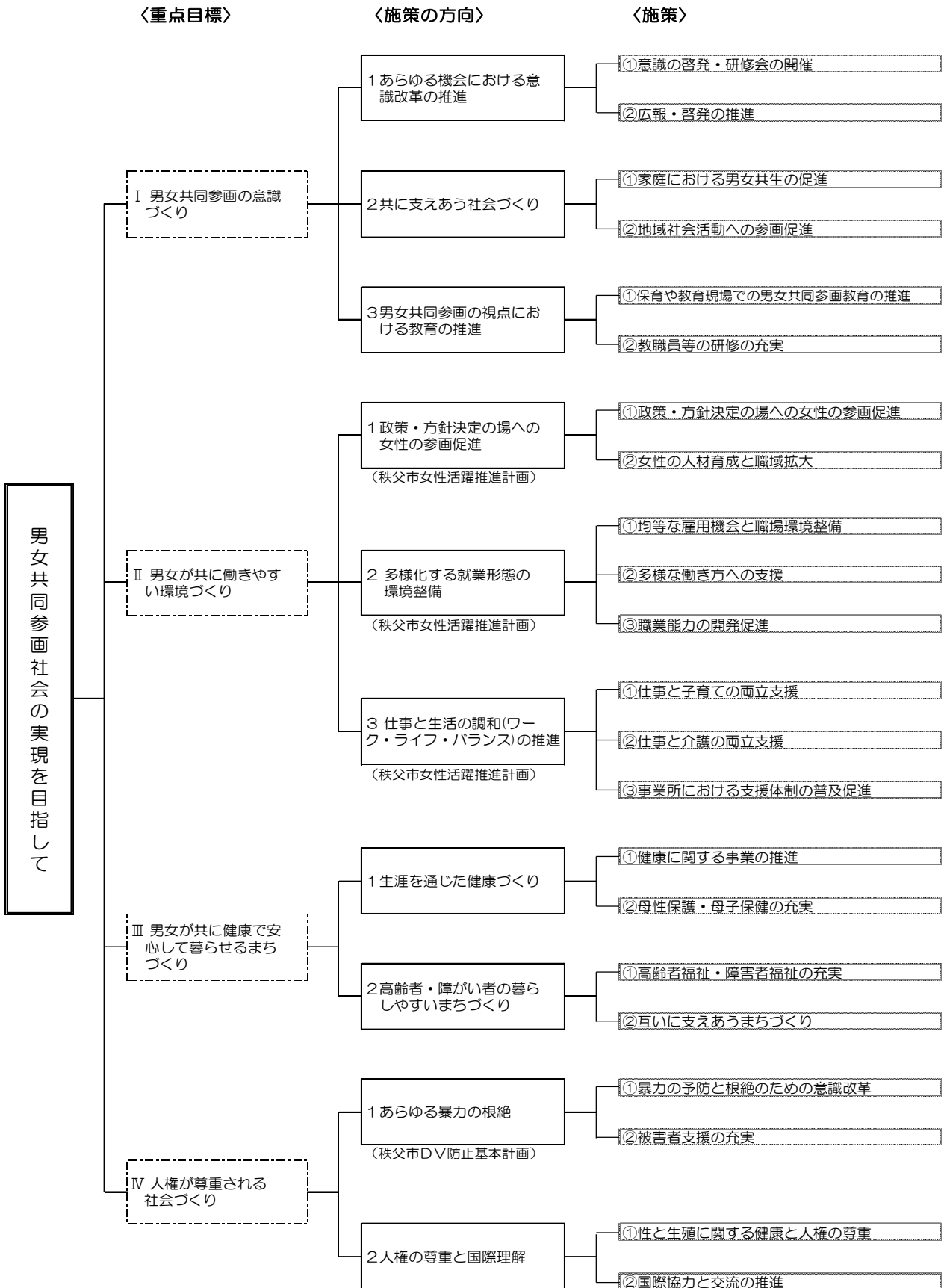
家庭や地域で起きている人権侵害に対して敏感な目を持ち、いかなる差別や暴力も許さないという意識を持って行動しましょう。人権に対する関心と理解を深め、障がい者や外国人、LGBTQなど特別な配慮を必要とする人への支援をすることで、お互いの生命や人権を尊重する心を持ちましょう。

### 10項目の施策の方向(重点目標を達成するために取り組む施策の方向)

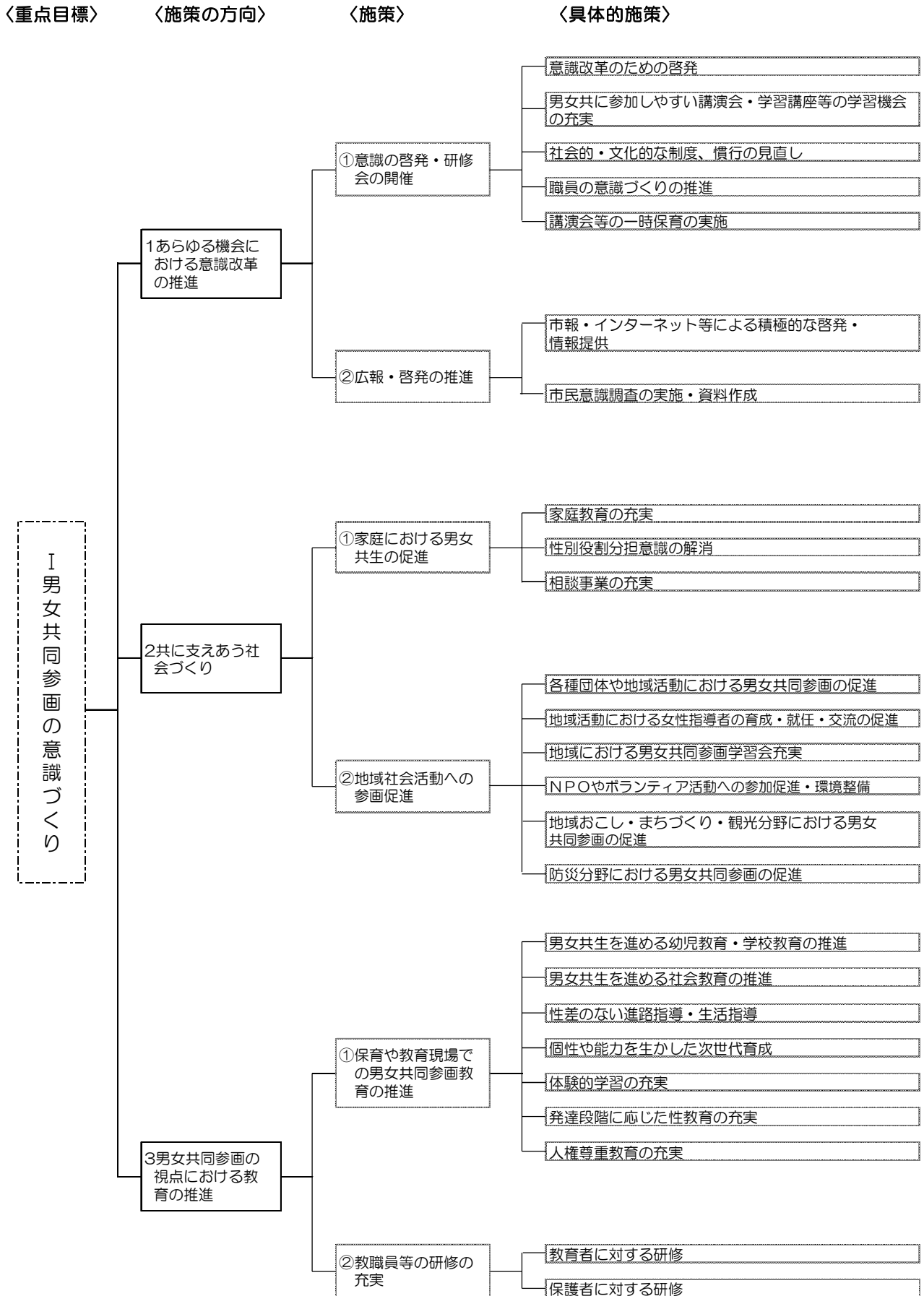
### 22項目の具体的施策(施策の方向を実現するための具体的施策)

## 第2章 プランの内容

プランの体系 ～『男女共同参画社会の実現を目指して』～



I 男女共同参画の意識づくり



## 重点目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

### 施策の方向1 あらゆる機会における意識改革の推進

#### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められていますが、「男女共同参画」という言葉自体は、知られるようになったものの、その考え方が十分に知られ、理解されるまでには至っていないのが現状です。また、性別・年代によって、その考え方、とらえ方には差があります。そのことにも配慮しながら、「男女共同参画」の趣旨や必要性を幅広く市民に知らせ、理解をうながしていくことが重要です。

さらに、男女共同参画社会に向けた取り組みは、市民生活に幅広く関わるものであり、行政が主体となって進めていくだけではなく、すべての市民が意識をもって取り組んでいくことが求められています。市民一人ひとりが、このプランに対する意識や関わりをもちながら、日常生活やさまざまな活動の場を通じて、積極的に取り組んでいくよう呼びかけていくことが必要です。

#### <施策>

##### ① 意識の啓発・研修会の開催

##### 主な担当課

意識改革のための啓発を行います。	市民生活課 生涯学習課（公民館）
男女共に参加しやすい講演会・学習講座等の学習機会の充実を図ります。	市民生活課 生涯学習課（公民館）
人権を尊重するため社会的・文化的な制度、慣行の見直しについて検討します。	市民生活課・総務課
職員の男女共同参画に関する意識づくりの推進を図ります。	人事課・市民生活課
育児中でも参加しやすいように講演会等の一時保育を実施します。	市民生活課 生涯学習課（公民館）

##### ② 広報・啓発の推進

##### 主な担当課

男女共同参画について市報・秩父市ホームページ等による積極的な啓発・情報提供を行います。	市民生活課 秘書広報課
---	----------------

#### 市民のみなさんは…

- ・積極的に学習活動に参加して、関心を持ちましょう。
- ・日常生活の中でお互いに思いやり、認め合いながら責任も分かち合う意識を養いましょう。



## (重点目標 I)

### 施策の方向2 共に支えあう社会づくり

#### <現状と課題>

男性、女性の生き方を固定的な考えでとらえようとする意識、いわゆる固定的な性別役割分担(\*2)

意識が、さまざまな面で今なお根強く存在しており、男女共同参画を推進する上で大きな妨げとなっています。最近はこうした考え方に同感しない人は増えてきていますが、「社会通念・慣習・しきたり」や「職場」、「地域社会」、「家庭生活」、「防災・災害現場」などの分野において、男女が平等ではないと感じている人はまだまだたくさんいます。

これらは無意識のうちに定着していることが多く、性別や年代で差があることなどに十分配慮しながら解消・改善を図っていくことが重要であり、幅広い広報活動により家庭や地域社会においても理解を進める必要があります。

#### <施 策>

##### ① 家庭における男女共生の促進

##### 主な担当課

男女平等の視点に立った家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課（公民館） 保健センター
父親の子育てへの参加を促す講座等を企画し、性別役割分担意識の解消を図ります。	市民生活課 生涯学習課（公民館）
女性相談・法律相談・消費生活相談・市民相談などの各種相談事業の充実を図ります。	市民生活課

##### ② 地域社会活動への参画促進

##### 主な担当課

各種団体や地域活動における男女共同参画の促進を図ります。	市民生活課・関係各課
地域活動における女性指導者の育成・就任・交流の促進を図ります。	市民生活課・関係各課
地域における男女共同参画学習会の充実を図ります。	市民生活課・生涯学習課
地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の促進を図ります。	市民生活課・関係各課
防災活動への女性の参加を促し、女性の視座を取り入れることで、防災分野における男女共同参画の促進を図ります	危機管理課・市民生活課

#### 市民のみなさんは…

- 家庭や地域で「女だから」「男だから」と、役割を決めていないか見直しましょう。
- 仕事と家族的責任がバランスよく担えるよう話し合しましょう。

(\*2) 男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるという考え方です。「男は仕事、女は家庭」というように性別によって、その役割が固定された状態をいいます。

## （重点目標Ⅰ）

### 施策の方向3 男女共同参画の視点における教育の推進

#### ＜現状と課題＞

学校や家庭は、未来を担う子供たちを育てる最も基本的な場所です。学校や家庭で男女平等に関する理解を深めることは、男女共同参画を推進するうえで大切なことです。

教育の場では男女平等教育が進められていますが、何気ない言動により無意識のうちに性別役割分担意識を植えつけていることがあります。これらは、子ども達の個性や能力、進学希望に影響を及ぼすこともあるため、個性を尊重し、男女平等の視点に立った教育を行うことが重要となっています。

男女共同参画を推進する中で、子どもの教育に関わる人々の理解と意識啓発を行いながら、一人ひとりのよさや可能性を認めあう教育を、より一層充実させていくことが必要です。

#### ＜施策＞

##### ① 保育や教育現場での男女共同参画教育の推進

##### 主な担当課

男女共生を進める幼児教育・学校教育の推進を図ります。	学校教育課・こども課
性差のない進路指導・生活指導を行います。	学校教育課
個性や能力を生かした次世代育成を行います。	学校教育課・こども課
人権感覚育成プログラムを活用し、体験的学習の充実を図ります。	学校教育課
発達段階に応じて、人権尊重に基づいた性教育の充実を図ります。	保健給食課
人権尊重教育の充実を図ります。	学校教育課

##### ② 教職員の研修の充実

##### 主な担当課

男女平等教育に関する教職員の研修の充実を図ります。	教育研究所
男女平等教育に関する保護者の研修の充実を図ります。	学校教育課

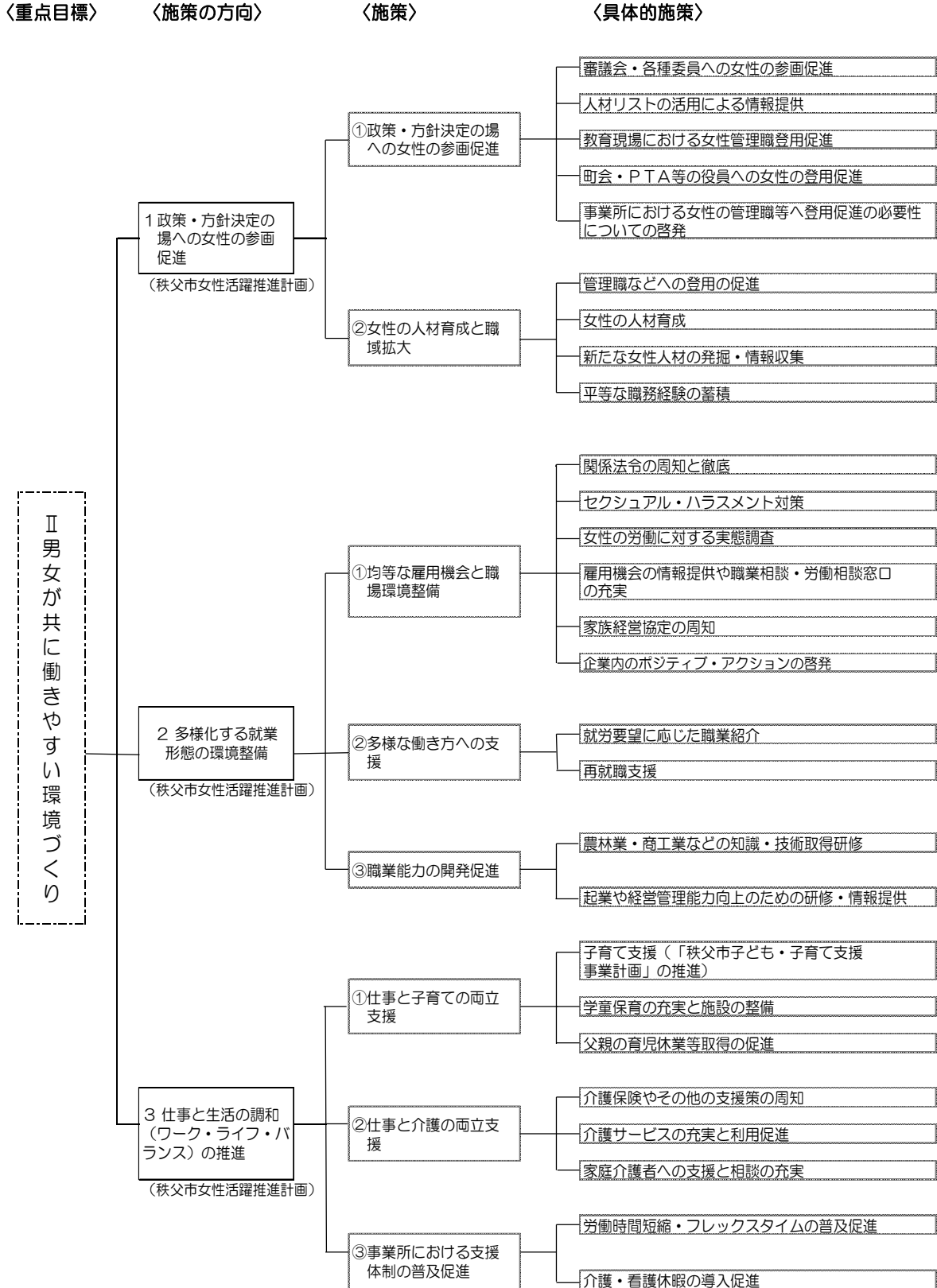
#### 保護者のみなさんは…

- 個性を尊重し、男女平等の視点に立った保育・教育を理解し、家庭でも話し合みましょう。

#### 教育関係者のみなさんは…

- 学習や進路に対して、個性や人権を尊重した指導をしましょう。

II 男女が共に働きやすい環境づくり



## 重点目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境づくり

### 施策の方向1 政策・方針決定の場への女性の参画促進（秩父市女性活躍推進計画）

#### <現状と課題>

政策・方針決定の場へ女性の参画は少しずつ増えてきてはいるものの、まだ十分とはいえません。市役所においても、女性の関心事項や問題意識を行政に反映させるためにも、引き続き女性の管理職への登用と職域の拡大につとめていくことが必要です。

また、地域における活動に参加する女性は多いのですが、重要事項の決定は男性が中心になって行っており、組織の長など主要な役員は、ほとんど男性が占めているというのが現状です。

このため、すべての女性が男性とともに社会を担っているという自覚を高めるとともに、自治組織・企業・団体などにおいても、女性自身が積極的に意見を述べ、主体的に活動できるように促進していく必要があります。

#### <施策>

#### ① 政策・方針決定の場への女性の参画促進

#### 主な担当課

審議会・各種委員への女性の登用に配慮し、登用推進の手法を検討します。	人事課・関係各課
男女共同参画人材リスト・公民館講師バンク等の人材リストの活用による情報提供を行います。	市民生活課 生涯学習課（公民館）
教育現場における女性管理職の促進を図ります。	学校教育課
町会等の地域活動役員への女性の登用を促進します。	総務課
事業所における女性の管理職等へ登用促進の必要性についての啓発を行います。	産業支援課

#### ② 女性の人材育成と職域拡大

#### 主な担当課

十分な資質・能力を備えた女性の管理職への積極的な登用を行います。	人事課
各種研修会に参加を促し、能力向上と意識改革に努めて女性の人材育成を行います。	人事課
新たな女性人材の発掘・情報収集を行います。	市民生活課
平等な職務経験の蓄積を図ります。	人事課

#### 市民のみなさんは・・・

- 市政に関心を持ち積極的に働きかけましょう
- 経験や能力をさまざまな活動にいかしましょう
- 保護者会や PTA 役員の共同参画について見直しましょう

#### 事業主のみなさんは・・・

- 女性の職域拡大や管理職への積極的な登用などについて理解を深めましょう。

## (重点目標Ⅱ)

### 施策の方向2 多様化する就業形態の環境整備（秩父市女性活躍推進計画）

#### <現状と課題>

「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」(\*3)、「パートタイム労働法」(\*4)「女性活躍推進法」(\*5)など、男女平等の雇用を促す法制度が整備されて女性の職場進出が進み、豊かで活力ある社会の実現のため、その活躍が期待されています。しかし一方では、賃金をはじめ、募集、採用、配置、昇進ほか、さまざまな面で男女の格差が依然としてみられるなどの問題があり、事業所に対して法令の周知・徹底を促すことが必要です。

また、不安定な労働条件の下に置かれやすいパートタイム労働者の就業環境の整備や、就業形態が不規則で長時間労働になりやすい、農工業などの家族経営における女性への支援、結婚や出産で制限されることが多い女性の継続就労・再就職の促進、職業能力の開発についても取り組んでいくことが重要です。

#### <施 策>

##### ① 均等な雇用機会と職場環境整備

##### 主な担当課

リーフレット等を活用し、関係法令の周知と徹底を図ります。	産業支援課
セクシュアル・ハラスメント(*6)防止のため、相談窓口の体制を充実し、啓発活動を行う等の対策を推進します。	人事課・産業支援課
女性の労働に対する実態調査を行います。	産業支援課
雇用機会の情報提供や職業相談・労務相談窓口の充実を図ります。	産業支援課・市民生活課
農業などにおける女性の役割に対する評価を向上するため、家族経営協定(*7)の周知を図ります。	農政課
企業内のポジティブ・アクション(*8)啓発を図ります。	産業支援課

##### ② 多様な働き方への支援

##### 主な担当課

ハローワーク秩父やジョブプラザちちぶ等で、就労要望に応じた職業紹介を行います。	産業支援課
ハローワーク秩父やジョブプラザちちぶ等で、再就職支援を行います。	産業支援課・市民生活課

##### ③ 職業能力の開発促進

##### 主な担当課

農林業・商工業などの知識・技術取得研修を行います。	産業支援課・農政課
起業や経営管理能力向上のため研修・情報提供を行います。	産業支援課

#### 事業主のみなさんは…

- ・労働者の基本的権利について熟知し、法を守りましょう。
- ・男女とも働きやすい職場環境の整備に努めましょう。

#### 市民のみなさんは…

- ・多様な価値観・生き方を認め合いましょう。

(\*3)「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1992年4月に育児休業法として施行後、1995年5月から介護休業制度が付加。)育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。

(\*4)「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(1993年12月施行)」短時間労働者の雇用管理の改善、職業能力の開発と向上を講じて有効に発揮することができるようにし、福祉を増進しようというものです。

(\*5)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2015年9月施行)」性別による固定的役割分担が解消され、職業生活と家庭生活が両立できる環境を整備することで、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分に発揮されることで、豊かで活力ある社会の実現を目指そうというものです。

(\*6)相手の意に反した性的な発言や言動のことです。主なものとして、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すこと、みんなの目に触れる場所へのわいせつな写真などの掲示、性的冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれます。

(\*7)家族一人ひとりの役割と責任を明確にするため、就労条件、経営方針、将来の経営移譲などについて、家族でルールを決めてそれを文章にしたものです。家族経営協定を締結し経営に参画している女性農業者に対しては、農業者年金、農業改良資金等の制度において、優遇措置が講じられています。

(\*8)「積極的改善措置」。固定的な性別による役割分担意識や過去の経験から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことです。

## (重点目標Ⅱ)

### 施策の方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### <現状と課題>

近年は働く女性が増えていますが、男女が共同で家事・育児・家族介護を担うことを理想としていながらも、実際には、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という性別役割分担がみられるようになり、コロナ禍の影響により不満をもつ女性も少なくありません。夫婦やパートナーの間で、それぞれが生活者としての自覚をもちながら、家族としての役割・責任を共有し、支えあっていくことの重要性を普及・啓発していく必要があります。

少子・高齢化の進展に対応し、社会の経済的活力を維持するためには、女性も男性もともに家族としての責任を果たし、また、地域活動へも一緒に参画することが重要です。また、家事・育児・家族介護は、収入をとまなわない労働であるため、その社会的貢献度が正当に評価されにくい現実があり、その重要性を再認識することも必要です。

#### <施策>

##### ① 仕事と子育ての両立支援

##### 主な担当課

子育て支援(「秩父市子ども・子育て支援事業計画」(*9))を推進します。	こども課(R5年度から子育て支援課) 保健センター
学童保育の充実と施設の整備を図ります。	学校教育課
父親の育児休業等取得の促進を図ります。	子育て支援課 産業支援課

② 仕事と介護の両立支援

主な担当課

介護保険やその他の支援策の周知を図ります。	高齢者介護課
介護サービスの充実と利用促進を図ります。	高齢者介護課
高齢者相談支援センター・ちちぶ版地域包括ケアシステムなどの活用によって、家庭介護者への支援と相談の充実を図ります。	高齢者介護課 包括支援センター

③ 事業所における支援体制の普及促進

主な担当課

労働時間短縮・フレックスタイムの普及促進を図ります。	産業支援課
介護・看護休暇の導入促進を図ります。	産業支援課

**事業主のみなさんは…**

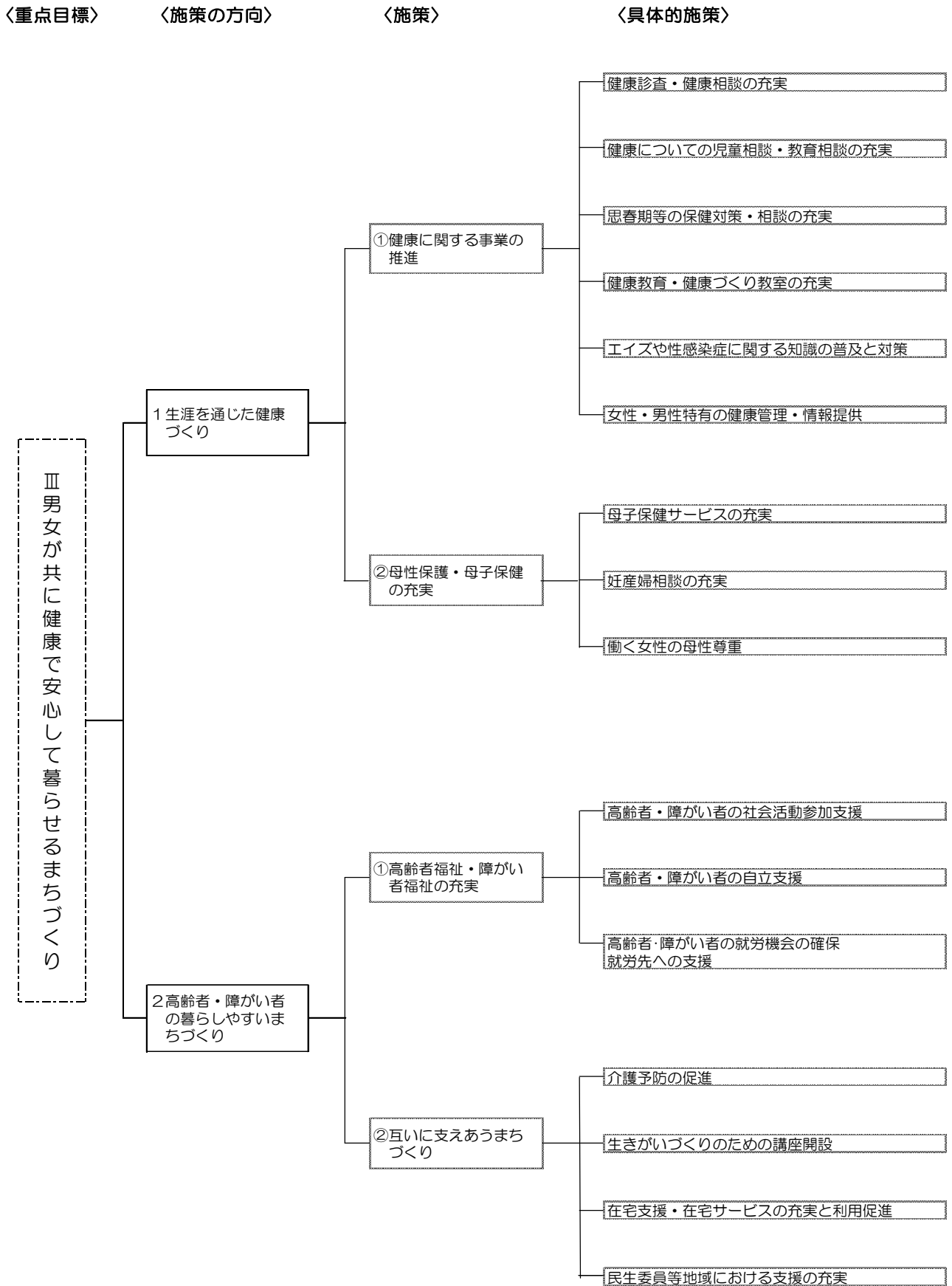
- ・労働者が仕事と家庭の両立が図れるように休業制度を取り入れましょう。

**市民のみなさんは…**

- ・女性も男性も積極的に育児・介護休業制度を利用しましょう。
- ・お互いに子育てや介護、家事など協力し合い、何でも話し合える環境を作りましょう。

(※9)「第1次秩父市総合振興計画」の部門別計画。幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、秩父市の未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長するための取り組みを進める計画です。

Ⅲ 男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり





## 重点目標Ⅲ 男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり

### 施策の方向1 生涯を通じた健康づくり

#### <現状と課題>

人生100年時代の中、一人ひとりが充実した生活を送ることができる男女共同参画社会を実現するためには、各々が主体的な生き方を選択し、心身ともに健康で生き生きと暮らせる社会づくりが求められています。

女性も男性も、その個性と能力を十分に発揮するために、生涯を通じて心身の健康状態を保つことは重要な課題です。多くの市民が生きがいをもって幸せな人生を送るために、健康づくり、体力づくりを支援していくことが必要です。

また、女性は妊娠・出産に関わる健康上の特性を抱えており、それゆえに健康を損なうことも少なくありません。このような状況に配慮しながら、健康支援に取り組んでいくことも重要です。

#### <施策>

##### ① 健康に関する事業の推進

##### 主な担当課

健康診査、健康相談の充実を図り、受診しやすい環境づくりに努めます。	保健センター 保険年金課
健康についての児童相談・教育相談の充実を図ります。	保健センター 保健給食課
思春期等の保健対策・相談の充実を図ります。	保健センター 保健給食課
健康教育・健康づくり教室の充実を図ります。	保健センター 市民スポーツ課
エイズや性感染症に関する知識の普及と対策を行います。	保健センター
女性・男性特有の健康管理、情報提供を行います。	保健センター

##### ② 母性保護・母子保健の充実

##### 主な担当課

子育てに関する情報の普及啓発を行い、母子保健サービスの充実を図ります。	保健センター
妊産婦・新生児への訪問を行い、妊産婦相談の充実を図ります。	保健センター
働く女性の母性保護を守るため、妊婦健診や制度の周知に努めます。	保健センター

#### 市民のみなさんは・・・

- 心身ともに健康ですごすため各種健康診査を受け、生涯をとおして自己の健康に気を配りましょう。
- 健康教室や学習の場に積極的に参加しましょう。
- 男女の身体的性差を正しく認識し、心と体の健康維持を努めましょう。
- 母性保護の大切さを正しく認識し、家庭や地域、職場で適切な対応をしましょう。

## (重点目標Ⅲ)

### 施策の方向2 高齢者・障がい者の暮らしやすいまちづくり

#### <現状と課題>

家族形態のさらなる多様化も予測されることから、従来の諸施策では対応しきれない状況も考えられるため、さまざまなライフステージ（一生の間に訪れる段階・舞台）を想定した取り組みが必要となります。そのためには、ボランティア活動など市民の理解と協力を得ながら地域ぐるみで支えあう環境づくりを進めていくことも重要です。

さらに、高齢期を生き生きと暮らすための健康づくり、生きがいつくりに向けた施策や介護支援は、現在女性にかたよっている介護負担の軽減という観点からも、男女共同参画社会推進にとって大きな意味をもっており、一層の取り組みが求められています。

#### <施 策>

##### ① 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

##### 主な担当課

高齢者・障がい者の社会活動への参加を支援します。	障がい者福祉課 高齢者介護課 生涯学習課（公民館）
高齢者・障がい者の自立を支援します。	障がい者福祉課・高齢者 介護課・包括支援センター
高齢者・障がい者の就労の機会を確保し、就労先への支援の促進を図ります。	障がい者福祉課 高齢者介護課 産業支援課

##### ③ 互いに支えあうまちづくり

##### 主な担当課

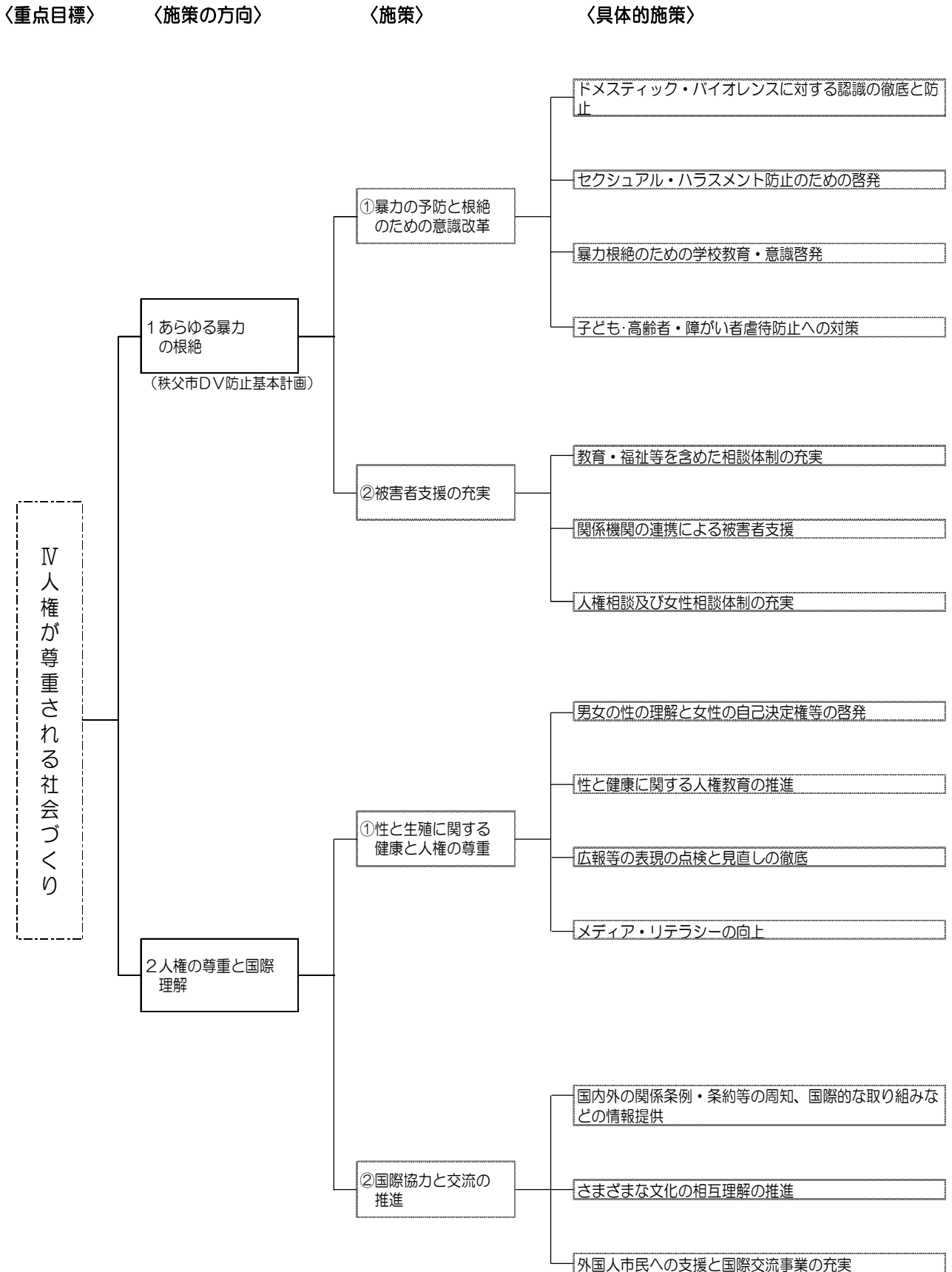
介護予防の重要性の周知と促進を図ります。	包括支援センター 保健センター
生きがいつくりのための各種講座を開設します。	生涯学習課（公民館） 図書館
在宅支援・在宅サービスの充実と利用促進を図ります。	障がい者福祉課 高齢者介護課
民生委員等地域における支援の充実を図ります。	関係各課

#### 市民のみなさんは…

- ・高齢者・障がい者を、その家族とともに支えあう地域づくりをしましょう。
- ・ノーマライゼーション（\*10）の理念について学習し、理解を深めましょう。

（\*10）高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべての人がノーマル（日常的）な生活を送ることが普通の社会であるという考え方です。

IV 人権が尊重される社会づくり



## 重点目標Ⅳ 人権が尊重される社会づくり

### 施策の方向1 あらゆる暴力の根絶（秩父市DV防止基本計画）

#### <現状と課題>

ドメスティック・バイオレンス（DV）（\*11）やセクシュアル・ハラスメント、デートDV（\*12）、性暴力など、主に女性に対する精神的・身体的な暴力が社会的な問題となっています。これらの暴力に関する問題は深刻化しており、被害者を救済・支援するためのネットワークづくりが急務となっています。

ドメスティック・バイオレンスについては、人権を侵害する犯罪と認識されるようになり、平成13年に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（DV防止法・平成19年7月及び平成25年7月改正）が施行されました。夫婦間などのプライベートな問題であるため、表面化しにくく、その実態を把握することは難しい状況ですが、被害者の救済や保護も含め、取り組みを強化することが求められています。

#### <施策>

##### ① 暴力の予防と根絶のための意識改革

##### 主な担当課

ドメスティック・バイオレンスに対する情報提供を行い、認識の徹底と防止を推進します。	社会福祉課・市民生活課 保健センター
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。	市民生活課
暴力根絶のための学校教育・意識啓発を行います。	学校教育課・市民生活課
子ども・高齢者・障がい者虐待防止への対策を行います。	こども課・子育て支援課 障がい者福祉課・高齢者介護課・包括支援センター

##### ② 被害者支援の充実

##### 主な担当課

教育・福祉等を含めた相談体制の充実を図ります。	教育研究所・子育て支援課 市民生活課・保健センター
被害者のニーズに応じた情報提供やサービスの紹介を行い、関係機関の連携による被害者支援を行います。	社会福祉課・市民生活課 保健センター・建築住宅課
人権擁護関係機関と連携しながら、人権相談及び女性相談体制の充実を図ります。	総務課・市民生活課

#### 市民のみなさんは…

- 夫婦やパートナー間であっても、暴力は人権侵害であり犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 一人で悩まず家族や友人、行政の専門窓口などに相談しましょう。
- 地域全体で関心を持ち、暴力被害の未然防止・早期発見に努めましょう。

（\*11）夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力のことです。物理的な暴力だけではなく、脅し、ののしり、無視、言葉の制限・強制などにより心理的苦痛を与えることなども含まれます。

（\*12）交際中の異性への暴力行為のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、束縛する、性行為を強要するなど精神的・性的な暴力行為も含まれます。

## (重点目標Ⅳ)

### 施策の方向2 人権の尊重と国際理解

#### <現状と課題>

女性が自分の身体のことを自分で決める権利（子供を産む、産まない、いつ何人産むかなど）について、それが女性の重要な人権であるという認識を持つことが必要です。

新聞・テレビ・ラジオ及びインターネットなどのメディアは、多くの人々に共通の意識を形成する上で大きな効果をもっており、女性の人権の尊重に向けた取り組みなどもなされています。

しかし、女性への暴力や女性への性的興味をあおるような露骨な表現、男女の役割分担意識を増長する情報なども氾濫しています。これらの情報を安易に受け止めず、情報を主体的に読み解き、活用できる能力を身につけることが必要です。それにより固定的な性別役割分担意識の解消や、人権尊重に配慮して刊行物を改善するなどの取り組みが求められています。

また、男女共同参画の推進において国際社会からの影響力も増大しています。豊かな国際感覚を持ち、幅広い視野で考え行動できるように、外国人との交流・協力の機会を拡充していくことが重要です。

#### <施 策>

##### ① 性と生殖に関する健康と人権の尊重

##### 主な担当課

状況に応じた家族計画指導を通して、男女の性の理解と女性の自己決定権等の啓発を行います。	市民生活課 保健センター
性と健康に関する人権教育の推進のため、情報提供や学習機会の充実を図ります。	市民生活課・学校教育課
広報等の表現の点検と見直しの徹底を行います。	秘書広報課・関係各課
メディア・リテラシー（*13）の向上につながる学習機会の充実を図ります。	秘書広報課・市民生活課

##### ② 国際協力と交流の推進

##### 主な担当課

国内外の関係条例・条約等の周知及び国際的な取り組みなどの情報提供に努めます。	市民生活課
外国人市民への支援の充実とさまざまな文化の相互理解の推進を図ります。	市民生活課
外国人市民への支援と友好都市等との国際交流事業の充実を図ります。	市民生活課

#### 市民のみなさんは…

- 自らの健康と権利について学習し、理解を深めましょう。
- 子どもたちが自分の性を大切にできるよう、家庭でも話し合みましょう。
- 地域に住む外国人との交流など、身近なところから国際交流について考えてみましょう。

（\*13）メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、情報を広い視野から分析・評価し、メディアに対して働きかけることなどにより高められる能力のことです。

## 第3章 プランを推進するために

### 1. 理解を深めるための措置

広報活動、学習、研修の機会の提供等を通じて、男女共同参画に関する市民等の理解を深め、自主的な取り組みができるよう努めます。

### 2. 活動に対する支援

男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、民間団体や地域団体等に必要な情報提供等の支援を行います。

### 3. 計画の進行管理

本計画を実行性あるものとするため、この計画の目標に沿った「男女共同参画に関する現状」を継続的に調査し、施策の推進に努めます。



## 参 考 資 料

- 男女共同参画社会基本法
- 埼玉県男女共同参画推進条例
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
（DV防止法）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
（女性活躍推進法）
- 秩父市における男女共同参画の歩み

## 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共

同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促



進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認

めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

二 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

三 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

四 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

五 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

六 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

二 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

三 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

二 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

#### (県の施策)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的にしている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

#### (埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

#### (総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

#### (基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

二 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

三 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

四 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危

害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合に

あつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。))と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項にお

いて同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。))の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。))の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。))の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは

相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。



第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

## 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次

項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一

項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

## 男女共同参画の歩み ～秩父市の取り組み～

秩父市の動き（行動計画・組織）	年 月	秩父市の動き（事業・その他）
秘書企画室企画課に女性政策係を置く	H4年4月 11月	第1回男女共生講演会開催
秩父市女性政策推進会議の発足	H5年4月 11月 H6年2月 3月 3月	埼玉県女性行政モデル市町村推進事業の指定を受ける(H5年～7年) 第2回男女共生講演会開催 女性広報紙「レディース・アイ」創刊 市長と女性団体との懇談会開催
秩父市女性政策推進会議が秩父市女性行動計画の素案を市長に報告	11月 H7年2月 3月	第3回男女共生講演会 第1回女と男の共生セミナー（全6回）
市民環境部に新設された市民生活課に女性政策係を置く 秩父市女性行動計画策定委員会発足 秩父市女性行動計画策定委員会より男女共同参画社会をめざすための提言を市長に報告 秩父市女性行動計画「デュエットプランちちぶ」策定	4月 7月 12月 H8年1月 2月 3月	第4期男女共生講演会開催 第2回女と男の共生セミナー開催（全5回）
	6月 10月 11月	第5回男女共生講演会開催 第3回女と男の共生セミナー開催（第6回） 第6回男女共生講演会（女と男のいきいきフォーラム in ちちぶ）
	H9年10月 12月	第4回女と男の共生セミナー開催（全5回） 第7回男女共生講演会開催
秩父市女性団体ネットワーク準備会発足 女性人材リスト作成	H10年5月 9月 10月 H11年2月	第5回女と男の共生セミナー開催（全4回） 第8回男女共生講演会開催
秩父市女性団体連絡協議会設立 男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施	6月 9月 10月 12月	第6回女と男の共生セミナー開催（全4回） 「いきいき市民フォーラム（第9回男女共生講演会）」開催
	H12年9月 11月 H13年1月	第7回女と男の共生セミナー開催（全3回） 「いきいき市民フォーラム（第10回男女共生講演会）」開催 第8回女と男の共生セミナー開催（全3回）
	6月 10月	男女共同参画週間講演会開催 「いきいき市民フォーラム（第11回男女共生講演会）」開催
機構改革により女性政策係が男女共同参画係となる	H14年4月 6月 9月 10月 11月	男女共同参画週間講演会開催 女性広報紙「レディース・アイ」が男女共同参画情報紙「あべにーる」としてリニューアル 「いきいき市民フォーラム（第12回男女共生講演会）」開催 第9回女と男の共生セミナー開催（全3回）
	H15年6月 10月 11月 12月	男女共同参画週間講演会開催 「いきいき市民フォーラム（第13回男女共生講演会）」開催 第10回女と男の共生セミナー開催（全3回） 「いきいき市民フォーラム」映画会開催
秩父市女性団体連絡協議会をちちぶ共同参画協議会に名称変更	H16年6月 12月 H17年2月	男女共同参画週間講演会開催 第11回女と男の共生セミナー開催(全3回) リフレッシュ映画会開催 「いきいき市民フォーラム(第14回男女共生講演会)」開催

## 男女共同参画の歩み ～秩父市の取り組み～

秩父市の動き（行動計画・組織）	年 月	秩父市の動き（事業・その他）
新秩父市誕生 男女共同参画人材リスト作成	4月	
	6月	男女共同参画週間講演会開催
	9月	男女共同参画情報紙「あべにーる～未来～」創刊
	11月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	12月	女と男の共生セミナー開催
秩父市男女共同参画計画「2006 デュエットプランちちぶ」策定	H18年6月	男女共同参画週間シンポジウム開催
	9月	男女共同参画シネマ&トークショー開催
	10月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	H19年1月	
	5月	男女共同参画映画上映会開催
	6月	男女共同参画週間人権講演会開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	12月	男女共同参画交流サロン「デュエットちちぶ」開設
	H20年2月	「いきいき市民フォーラムⅡ(意見交換会・講演会)」開催
	5月	男女共同参画映画上映会開催
	6月	男女共同参画週間講演会開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	H21年5月	男女共同参画学習会「かがやきカレッジ」(～H22年2月全10回)
	6月	男女共同参画週間講演・映画会開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	H22年3月	「いきいき市民フォーラムⅡ(男女共生講演会)」開催
男女共同参画人材リスト作成  庁内DV対策連携会議設置	4月	
	5月	男女共同参画映画上映会開催
	6月	男女共同参画週間講演会開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(男女共生講演会)」開催
	H23年1月	
秩父市男女共同参画計画「2011 デュエットプランちちぶ」改定	2月	男女共生講演会開催
	6月	男女共同参画週間講演会、イクメン・カジメンフォトコンテスト開催
	9月	再就職応援セミナー開催
	10月	再就職応援セミナー&お仕事相談開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(映画上映会)」開催
	H24年6月	男女共同参画週間講演会、イクメン・カジメンフォトコンテスト開催
	9月	再就職応援セミナー、「いきいき市民フォーラム(映画上映会)」開催
	H25年6月	男女共同参画週間講演会、イクメン・カジメンフォトコンテスト開催
	9月	「いきいき市民フォーラム(講演会)」開催
	10月	「いきいき市民フォーラム(料理講習会)」開催
	H26年1月	女性のための再就職応援セミナー開催
	3月	「いきいき市民フォーラム(講演会)」開催
	6月	男女共同参画週間講演会開催
	9月	「いきいき市民フォーラム(講演会)」開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(学習会)」開催 女性のための再就職応援セミナー開催
	H27年6月	男女共同参画週間講演会開催
	9月	「いきいき市民フォーラム(講演会)」開催
	11月	女性のための再就職応援セミナー開催
	H28年6月	男女共同参画週間講演会開催
	11月	「いきいき市民フォーラム(講演会)」開催 女性のための再就職応援セミナー開催



## 男女共同参画の歩み ～秩父市の取り組み～

秩父市の動き（行動計画・組織）	年 月	秩父市の動き（事業・その他）
秩父市男女共同参画計画「2017 デュエットプランちちぶ」策定	H29 年 4 月	
	6 月	男女共同参画週間講演会開催
	10 月	女性のための再就職応援セミナー開催
	11 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
	H30 年 6 月	男女共同参画週間講演会開催
	10 月	女性のための再就職応援セミナー開催
	11 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
	R 元年 6 月	男女共同参画週間講演会開催
	10 月	女性のための再就職応援セミナー開催
	11 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
	R2 年 10 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
	R3 年 6 月	男女共同参画週間講演会開催
	11 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
秩父市男女共同参画計画「2022 デュエットプランちちぶ」改定	R4 年 6 月	男女共同参画週間講演会開催
	10 月	「いきいき市民フォーラム（講演会）」開催
	R5 年 2 月	

---

---

## 2022 デュエットプランちちぶ (秩父市男女共同参画計画)

編集・発行 秩父市 市民部 市民生活課  
〒368-8686  
埼玉県秩父市熊木町8番15号  
電話 0494-26-1133 (直通)  
FAX 0494-26-1132  
Email [seikatsu@city.chichibu.lg.jp](mailto:seikatsu@city.chichibu.lg.jp)

---

---